

放課後児童クラブと放課後子ども教室の比較について

平成 29 年 10 月 1 日現在

	放課後児童クラブ（学童保育）	放課後子ども教室
趣旨・対象	共働き家庭の児童を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、発達段階に応じた育成支援を行います。【児童福祉法第6条の2第2項に規定】 ※厚生労働省の管轄	全ての児童を対象として、放課後に安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを推進します。 ※文部科学省の管轄
開設期間	原則として年間 250 日以上開所し、夏休み等の長期休暇や土曜日も開所しています。 （他地区の放課後児童クラブの例） ○月曜日～金曜日 下校～19 時まで ○土曜日、休校日 8 時～19 時まで	5 月から翌年 2 月までの月曜日～金曜日に開所しています。年間 150 日程度の開所で、休校日や夏休み等の長期休暇期間は休みとなります。 （地区毎の開所時間） ○大原・興田地区：15：00～18：00 ○猿沢地区：15：00～17：00
実施場所	学校内の余裕教室や専用施設、児童館、既存公的施設、民家等を使用するケースが一般的です。 ○当法人では大原地区の民家を使用する予定	小学校や公民館、児童館等で実施するケースが一般的です。 ○大原地区：大東勤労者体育センター ○興田地区：大東開発センター ○猿沢地区：猿沢伝承交流館
指導員等	放課後児童支援員を配置します。 ※保育士や教員免許、社会福祉士等の資格を有する者が研修を受けることで放課後児童支援員となります。	地域のボランティアや安全管理員、学習アドバイザー等を配置します。
利用料	月額 7,000～8,000 円程度、おやつ代 1,000～2,000 円程度、その他（暖房費や送迎費など）の自己負担があります。 ※一時利用の場合は日額となります。	無料で利用できますが、保険料 800 円の自己負担があります（活動内容によっては材料費等も実費負担）